

面談	上司と部下の面談を年3回実施 ・業務目標の確定 ・評価結果の本人開示 ・部下の意欲向上につながる指導、助言 ※県警一般行政職員は警察に同じ。	面談を年3回実施 ・業務目標の確定 ・評価結果の本人開示 ・意欲向上につながる指導、助言	評価対象者と評価者の面談を年3回実施 ・学校教育目標達成への意欲醸成、資質能力の伸長 ・評価結果の本人開示 ・成就感、達成感の高揚、次年度への意欲喚起	面談を年2回実施 ・業務目標の確定 ・部下の意欲向上につながる指導、助言
自己申告制度	業務管理支援及び能力・キャリア開発も目的とした、「業務管理・キャリア開発シート」の作成を全職員が実施 ※県警一般行政職員は警察に同じ。	なし	学校教育目標を踏まえた自己目標を定める自己申告書を作成するとともに、評価に際して自己評価を実施	評価期間において発揮した能力、挙げた業績に関する自己の認識その他参考となる事項について申告する制度を実施

3 職員の給与の平均額、初任給の基準、職員に対する手当等その他の職員の給与の状況

(1) 給与制度の見直しについて

令和6年度に行った主な見直しは、次のとおりです。

項 目	見直しの内容	実施時期
給料表の改定	・全給料表について、国の俸給表に準じた給料表に改定	令和6年4月1日
期末・勤勉手当の支給割合の改定	・期末手当及び勤勉手当の支給割合を、合計年0.15月分引上げ	令和6年12月1日
給料表の見直し	・国に準じて給料表の構造を一部見直す（初号近辺の号給カット、職務の級の重なり解消、号給の大きくくり化）	令和7年4月1日
扶養手当の見直し	・配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当額を1人につき13,000円（現行 10,000円）に引き上げる。（令和7年度は、配偶者3,000円（行政職7級相当以下）、子11,500円）	令和7年4月1日
地域手当の見直し	・級地区分を7区分から5区分に再編し、支給割合を4～20%（現行 3～20%）に改める。	令和7年4月1日
通勤手当の見直し	・1月当たりの限度額を150,000円に引き上げるとともに、特別急行列車、高速自動車国道の利用に係る要件を見直し、これらに係る通勤手当の額を、限度額の範囲内で特別料金等の額（現行 特別料金等の額の3分の2）に相当する額とする。 ・高速自動車国道等に係る通勤手当を新規採用職員に支給可能とする。 ・自動車等を使用する職員に対する通勤手当額の引上げ。	令和7年4月1日
単身赴任手当の見直し	・新規採用職員に対して支給可能とする。	令和7年4月1日
管理職特別勤務手当の見直し	・平日深夜の勤務における支給の対象となる時間を午後10時から翌日の午前5時までの間（現行 午前0時から午前5時までの間）に拡大する。	令和7年4月1日
在宅勤務等手当の新設	・月に10日を超えて在宅勤務をした職員に、在宅勤務等手当を支給する。（月額3,000円）	令和7年4月1日

○参考

鳥取県では、独自に給与制度の適正化に取り組んでおり、平成17年度から以下の見直しを実施しています。

項 目	見直しの内容	実施時期
職責の実態と給与の級との関係が不適切な職等（いわゆる「わたり」）の見直し	・職務や責任の実態と給与上の職務の級の格付けとの関係が不適切な職の廃止又は格付けの見直し 【行政職の例】…他の給料表についても同趣旨の見直しを実施 主事：1～4級→1～3級（4級を廃止）〔1～2級〕 主任：4～6級→廃止 係長：4～6級→4～5級（6級を廃止）〔3級〕 主査：7～8級→廃止（8級は平成13年度から凍結） ※〔 〕は平成18年度に実施した職務の級の構成の変更後の級です。	平成18年2月1日 （経過措置：平成23年3月31日まで）
海事職給料表の新設	・船員に対する海事職給料表の新設（行政職給料表から海事職給料表へ切替え） ・航海手当（特殊勤務手当）の支給を、夜間及び警報、注意報の発令時に限定 ・旅行手当の廃止	平成20年4月1日
初任給の引上げと高齢者層の昇給の抑制	・初任給の引上げ （行政職大卒の場合：1級25号給[170,200円]→1級29号給[176,800円]） ・50歳を超える職員の標準の昇給号給数を4号給（管理職層は3号給）から2号給（55歳を超える職員は2号給から1号給）に抑制	平成20年4月1日
研究職給料表の見直し	・職務及び人事管理の実態を踏まえ、行政職給料表との均衡を考慮した給料表に見直し	平成23年4月1日
特殊勤務手当の適正化	・支給対象業務及び支給方法の抜本的な見直し ・手当の廃止：訓練指導手当、特殊自動車運転手当、けん銃操作法指導手当、発電所集中制御業務手当等 ・支給方法の変更（警察職員の作業手当等を月額から日額へ） ・手当の減額（医療業務手当） ・運転免許技能試験手当の廃止	平成18年4月1日 平成19年4月1日

その他の手当の適正化	・給料の調整額、農林漁業改良普及手当及び産業教育手当の廃止 ・へき地手当の支給率の引下げ（4／100→16／100→1／100→6／100）	平成18年4月1日
	・特勤勤務手当の廃止	平成21年4月1日
現業職の給与の見直し	・行政職1～5級〔1～3級〕相当の水準まで引下げ（従来は行政職7級〔5級〕相当水準） ・職責に基づかない職務の級の格付けの廃止 → 車庫長、守衛長等の特定の職に任用された者に限り、行政職4・5級〔3級〕相当とする（他は1～3級〔1～2級〕相当）。 ※〔 〕は平成18年度に実施した職務の級の構成の変更後の級です。	平成17年9月1日 （経過措置：平成23年3月31日まで）
退職手当の水準引下げ	・退職手当に係る調整率を平成25年度中は100分の98、平成26年度中は100分の92、平成27年度以後は100分の87（現行 100分の104）に引下げ ・平成20年度に給料月額の変額改定を受けた職員に対する退職手当の特例を廃止 ・退職手当に係る調整率を100分の83.7に引下げ	平成25年4月1日 平成30年4月1日

(注) 上掲のほか、国の給与構造改革に準じた制度改正（給料表の改正、勤務実績・成績に応じ号給を決定する査定昇給制度の導入、退職手当の算定方法の見直し等）を平成18年度から実施しています。

(2) 人件費の状況（令和6年度普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	令和5年度の 人件費率
令和6年度	534,003人	375,323,514千円	6,480,452千円	96,980,245千円	25.8%	24.2%

(注) 1 実質収支は、当該年度における剰余金です。

2 人件費には、職員共済費、県議会議員並びに知事及び副知事の報酬等を含みます。

(3) 職員給与費の状況（令和6年度普通会計決算）

区 分	職 員 数 A	給 与 費				1人当たりの給与 費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和6年度	10,392人	43,483,611千円	7,068,940千円	16,958,837千円	67,511,388千円	6,496千円

(注) 1 職員数は、令和6年4月1日現在の人数です。ただし、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員の人数は含みません。

2 給与費については、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）の給与費を含み、会計年度任用職員の給与費を含みません。

3 職員手当には、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

(4) 給与改定の状況

ア 月例給

区 分	人事委員会の勧告			
	民間給与 A	職員給与 B	較 差 A－B	勧 告 (改定率)
令和6年度	356,747円	347,661円	9,086円 (2.61%)	9,042円 (2.60%)

(注) 「民間給与」及び「職員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレズ比較した平均給与額です。

イ 特別給（期末・勤勉手当）

区 分	人事委員会の勧告			
	民間の支給割合 A	職員の支給月数 B	較 差 A－B	勧 告 (改定月数)
令和6年度	4.33月	4.20月	0.13月	4.35月 (0.15月)

(注) 「民間の支給割合」は、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「職員の支給月数」は、期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】
国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

ア 給料表の見直し（実施時期 平成27年4月1日）

(ア) 給料表の改定

民間給与を上回る高齢層の給与を抑制する一方で、初任層については、人材確保の観点から特段の配慮をする必要があり、国と同様の課題認識に立ち、国に準じた世代間の給与配分の見直しを実施。

(イ) 給与水準の据置

国の総合的見直しにおける俸給表に準じた給料表に改定した上で、さらに地域民間給与に均衡した水準に据え置き（調整）。

(ウ) 経過措置（現給保障）

平成31年3月31日までの4年間実施。

イ 地域手当の見直し（実施時期 平成27年4月1日）

段階的に支給割合を引上げ（鳥取県内は支給なし）。

※国は給与改定後、平成27年4月1日に遡及して支給割合の引上げを行ったが、本県では給与改定後の平成28年1月1日から支給割合を引上げ（引上げ後の各地域の支給割合は国と同じ）。

ウ その他の見直し内容（実施時期 平成27年4月1日）

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。

(6) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況

（令和7年4月1日現在。企業局及び病院局を除く。以下(7)から(13)までにおいて同じ。）

区 分	一 般 行 政 職			警 察 職			高等学校教育職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
鳥取県	327,697円	398,057円 353,892円	42.7歳	346,046円	464,064円 372,905円	38.3歳	391,580円	429,058円 410,737円	46.8歳
都道府県 平 均	321,156円	410,148円	42.4歳	334,004円	475,875円	39.3歳	370,607円	432,659円	44.8歳
国	323,823円	405,378円	42.1歳	328,209円	388,322円	41.8歳	—	—	—

区 分	小・中学校教育職			研 究 職			医師等医療職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
鳥取県	371,327円	405,148円 390,259円	42.5歳	319,448円	375,685円 343,139円	39.4歳	423,775円	943,802円 796,249円	36.8歳
都道府県 平 均	356,431円	412,158円	41.8歳	352,144円	423,697円	43.5歳	460,175円	948,598円	44.1歳
国	—	—	—	408,682円	564,510円	46.8歳	515,073円	845,153円	53.9歳

区 分	薬剤師等医療職			看護師等医療職			海 事 職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
鳥取県	317,779円	369,957円 340,918円	42.7歳	313,935円	363,637円 332,254円	41.7歳	354,346円	396,940円 383,765円	43歳
都道府県 平 均	328,611円	404,482円	42.7歳	316,903円	388,822円	40.6歳	—	—	—
国	318,618円	362,560円	46.9歳	325,124円	365,921円	48.1歳	—	—	—

区 分	現業職					民間（現業職）			参考（現業職）		
	平均給料月額	平均給与月額 （A）	平均給与月額 （時間外勤務 手当等を含 まない額）	平 均 年 齢	職員数	平均給与 月額 （B）	平 均 年 齢	A/B （参考）	年収ベース（試算値）の比較		
									公務員 （C）	民間 （D）	C/D
鳥取県	316,949円	345,429円	328,053円	55.4歳	67人	—	—	—	—	—	—
学校技能 班長等	328,505円	347,566円	339,680円	53.4歳	20人	244.8千円	49.1歳	1.42	5,626.3千円	3,297.3千円	1.71
その他	312,032円	344,520円	323,106円	56.3歳	47人	—	—	—	—	—	—
都道府県 平 均	308,506円	363,394円	—	53.9歳	—	—	—	—	—	—	—
国	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

- (注) 1 一般行政職とは、行政職給料表適用者のうち、国における税務職俸給表の適用を受けるものに相当する職員等を除いたものです。
- 2 研究職は、試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員に係るものです。
- 3 平均給料月額は、手当を含まない給料（教職調整額を含む。）の平均月額です。
- 4 平均給与月額（鳥取県の上段及び都道府県平均）は、給料月額と毎月支払われる手当（期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当）とを合計したものの平均月額です。なお、鳥取県の下段及び国の額は、手当のうち時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当を含まない額です。
- 5 都道府県平均の数値は令和6年4月1日現在、国の数値は令和6年1月15日時点の在職者を対象とした令和6年4月1日時点のものです。
- 6 現業職の民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています（令和3年～5年の平均）。
- 7 学校技能班長等は賃金構造基本統計調査における「他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者」と比較していますが、年齢、業務内容、雇用形態等について完全に一致しているものではありません。
- 8 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

(7) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

（単位：円）

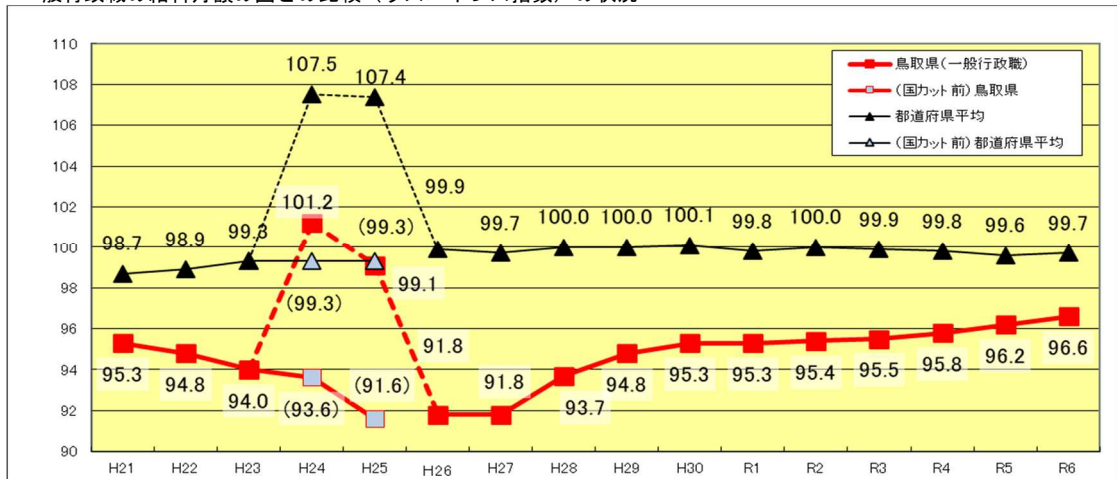
区 分		鳥取県	国
一般行政職	大学卒	225,900	220,000
	高校卒	194,800	188,000
警察職	大学卒	261,800	255,200
	高校卒	221,500	216,400
高等学校 教育職	大学卒	252,400	—
	高校卒	209,200	—
小・中学校 教育職	大学卒	252,400	—
	高校卒	209,200	—
研究職	大学卒	234,400	226,200
医師等 医療職	大学6卒	342,000	291,400
薬剤師等 医療職	大学6卒	247,200	244,400
	大学卒	232,800	227,400
	短大3卒	225,200	220,500
看護師等 医療職	短大3卒	253,500	249,400
	短大3卒	253,500	249,400
海事職	大学卒（航海士等）	283,000	—
	大学卒（甲板員等）	268,400	—
現業職	高校卒	188,300	—

(8) 職員の経験年数別及び学歴別の平均給料月額（令和7年4月1日現在）

区 分		10 年	20 年	25 年	30 年	40 年 (大卒は35年)
一般行政職	大学卒	282,762円	342,438円	375,732円	394,743円	408,422円
	高校卒	259,762円	294,100円	344,407円	366,456円	406,609円
警 察 職	大学卒	307,900円	386,020円	407,257円	435,633円	※1 445,567円
	高校卒	287,947円	360,609円	391,358円	408,238円	420,025円
高 等 学 校 教 育 職	大学卒	320,807円	382,800円	408,507円	416,076円	413,426円
	高校卒	—	—	※2 313,300円	※3 336,450円	—
小・中学校 教 育 職	大学卒	324,342円	378,462円	393,535円	414,247円	421,605円
研 究 職	大学卒	291,840円	※4 319,600円	※2 375,883円	393,391円	391,200円
薬 剤 師 等 医 療 職	大学卒	※5 270,575円	338,833円	340,900円	※3 374,567円	381,867円
現 業 職	高校卒	—	—	—	※6 340,300円	282,467円

- (注) 1 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴等の期間を県職員の期間として換算した年数を加算したものです。
2 ※1 から※6 までの各欄は、該当職員数がわずかであるため、次に掲げる経験年数の職員の平均給料月額を代わりに記載しています。
※1：34年、※2：24年、※3：29年、※4：19年、※5：8年、※6：33年
3 経験年数別の職員がいない又は職員数が少ない職については、記載していません。

(9) 一般行政職の給料月額（ラスパイレス指数）の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です（各年4月1日現在）。
100より大きいと県の平均給与が国を上回り、100より小さいと県の平均給与が国を下回っていることを表します。
2 平成24年度及び25年度の破線は、国家公務員の給与を一時的に平均7.8%減額する措置が行われていたときのラスパイレス指数です。この措置の影響を取り除いたラスパイレス指数（実質値）は実線で表示しています。

(10) 職員の給与の削減のための特例措置の状況

該当なし。

なお、本県では、時限的、特例的ないわゆる「給与カット」を行っていませんが、「わたり」の廃止や諸手当の見直し等本県独自の給与制度の適正化を行い、併せて県内民間の水準を考慮した給与改定を行うことにより、恒常的に「給与カット」と同等以上の人件費削減効果をあげているところです。

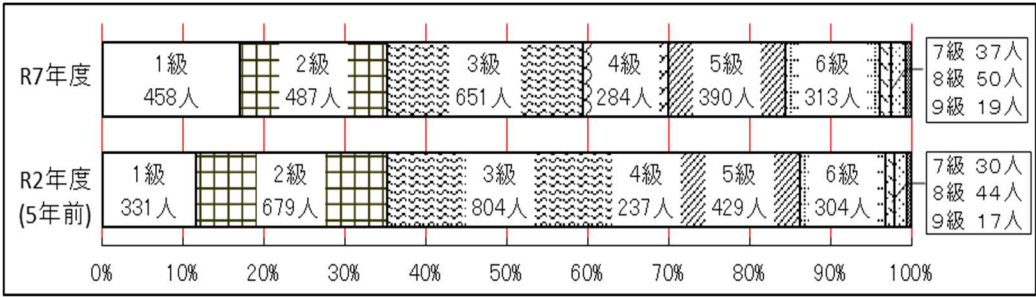
(11) 一般行政職の級別の職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	標準的な職内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事及び技師	458	17.0%	183,800 円	258,500 円
2級	主事及び技師	487	18.1%	230,300 円	309,000 円
3級	係長	651	24.2%	265,700 円	356,700 円
4級	課長補佐	284	10.6%	299,200 円	386,700 円
5級	課長補佐	390	14.5%	321,800 円	398,800 円
6級	課長	313	11.6%	355,700 円	415,300 円
7級	課長	37	1.4%	408,900 円	448,900 円
8級	次長	50	1.9%	459,000 円	489,200 円
9級	部長	19	0.7%	511,000 円	541,700 円

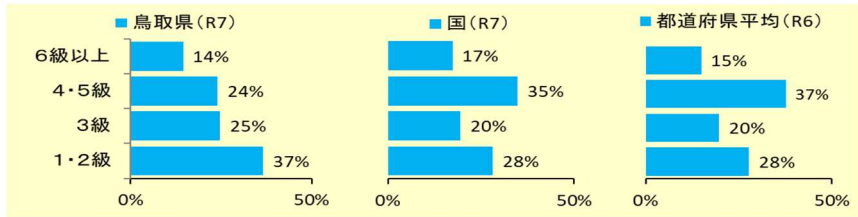
(注) 1 級は、一般行政職の職務を、その難易度等に応じて分類したものです。

2 標準的な職務内容は、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

ア 鳥取県の職位（職務の級）別職員割合の推移



イ 職位（職務の級）別職員割合の国比較（行政職給料表適用者）



(注) 1 都道府県平均の数値は、各都道府県人事委員会が公表している行政職給料表の在級分布の状況を基に職務の級により区分・集計したものです。なお、東京都及び大阪府等については独自給料表であり比較できないため集計の対象になっていません。

2 この表は行政職給料表適用者を対象としたものであるため、一般行政職（（6）注1を参照。）を対象としている上記2つの表とは職位別の職員割合は一致しません。

(12) 昇給への勤務成績の反映状況（令和6年度）

昇給号数は、昇給日前1年間の勤務成績（本県では「人事評価」）に基づき次に掲げる表の区分により決定しています。

なお、昇給日は毎年4月1日です。

区 分		昇 給 区 分				
		I	II	III	IV	V
階 層		極めて 良好	特に良好	良好 (標準)	やや不良	不 良
非管理職 (課長補佐級 以下)	人事評価			S～B C (単年)	C (2年連続)	D
	昇給 号給数	55歳を超えない職員		4	2	0
		55歳を超える職員		0	0	0
		初任層職員		5	2	0
管理職 (課長級以上)	人事評価		S、A	B	C	D
	昇給 号給数	55歳を超えない職員		6	3	2
		55歳を超える職員		1	0	0

(注) 1 非管理職については、基本的にⅢを適用しています。ただし、人事評価がC又はDの場合には、Ⅳ以下の適用があります。

2 管理職については、人事評価に基づきⅡ～Ⅴの適用があります。

3 評価期間中に昇任、博士号取得等があった場合には、人事評価による区分より1区分上位の昇給区分に決定します。また、評価期間中に懲戒処分があった場合や病気休暇取得、欠勤等により勤務日数が一定割合を下回る場合には、人事評価の結果にかかわらず、Ⅳ又はⅤに決定します。（非管理職及び管理職共通）

4 知事部局の管理職層において、Ⅱ以上に決定された職員の割合は、78.7パーセントでした。

5 55歳を超える職員の標準の昇給号給数を0号給に抑制しています。

6 初任層職員とは、新卒採用後一定期間にある職員及びこれに相当する職員です。

(13) 職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

(ア) 概要

民間企業におけるボーナスに相当する手当です。そのうち、勤勉手当は、勤務成績に応じて支給額を決定します。

(イ) 制度内容（令和7年4月1日現在）

(算定方法)

期末手当＝基準日の給料月額等×支給割合×期間率

勤勉手当＝基準日の給料月額等×成績率×期間率

- (注) 1 「基準日」は、6月1日又は12月1日です。
2 「基準日の給料月額等」は、基準日の給料月額に、職制上の段階、職務の級等に応じた加算額等を加えた額です。
3 勤勉手当の「成績率」は、基準日以前6月間の勤務成績を5段階に評価し、それに応じて率を決定します。
4 「期間率」は、基準日以前6月間に勤務していない期間がある場合に、その期間の長さに応じて減額する率です。

(令和6年度の支給割合及び成績率)

区 分	職員（再任用職員を含む）			国（再任用職員以外の職員）		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
6月期	1.225月分 (1.025)	0.875月分 (1.075)	2.100月分 (2.100)	1.225月分 (1.025)	1.025月分 (1.225)	2.250月分 (2.250)
12月期	1.275月分 (1.075)	0.975月分 (1.175)	2.250月分 (2.250)	1.275月分 (1.075)	1.075月分 (1.275)	2.350月分 (2.350)
計	2.500月分 (2.100)	1.850月分 (2.250)	4.350月分 (4.350)	2.500月分 (2.100)	2.100月分 (2.500)	4.600月分 (4.600)

- (注) 1 勤勉手当の成績率は、総額を算出するための支給割合を掲げています。最も多くの職員に適用される支給割合は6月期が0.860月(1.060月)、12月期が0.960月(1.160月)です。
2 ()内の数値は、特定幹部職員（次長級以上の職員）に適用される支給割合及び成績率です。

(ウ) 令和6年度支給実績

年間支給総額	支給職員数（令和6年12月）	1人当たりの平均支給年額
16,851,077千円	10,469人	1,609,617円

(参考) 令和7年6月期末・勤勉手当について

鳥取県（一般行政職：管理職除く）		国（行政職：管理職除く）	
平均年齢	40.8歳	平均年齢	33.1歳
平均給与月額 (給料＋扶養手当＋地域手当)	314,620円	平均給与月額 (俸給＋扶養手当＋地域手当等)	約312,700円
支給月数 (期末1.25月、勤勉0.91月)	2.085月	支給月数 (期末1.25月＋勤勉1.01月)	2.26月
平均支給額	679,107円	平均支給額	約706,700円

- (注) 1 国の数値は、内閣官房内閣人事局の報道資料によるものです。
2 勤勉手当の支給月数は、成績標準者の月数です。

(エ) 勤勉手当への勤務実績の反映状況（令和7年6月期）

鳥取県では、評価期間における勤務成績に基づき、次に掲げる表の区分により成績率を決定しています。なお、勤務成績の評価は、絶対評価であり、実際の評価の方法については、人事評価の基準の一部を準用しています。

		1	2	3	4	5
成績率	特定幹部職員	131/100	116/100	111/100	88.5/100	61.5/100以下
	その他の職員	111.5/100	101/100	91/100	73.5/100	57.5/100以下

(注) 成績率は、評価期間に懲戒処分等があった場合には、表に記載された率より低い率に決定されることがあります。

イ 退職手当

(ア) 概要

常勤の職員（再任用職員を除く。）が退職した場合に支給します。

(イ) 制度内容（令和7年4月1日現在）

(算定方法)

支給額＝退職手当の基本額（退職日の給料月額×支給率×調整率）＋退職手当の調整額

- (注) 1 退職手当の調整額は、在職中の職務貢献度によって手当額に較差を設けるものであり、具体的には職員が受けていた給料表、職務の級等に応じて決定します。
2 25年以上勤続した年齢50歳以上の職員が、定年前に勸奨等により退職する場合には、「給料月額」に、定年前の年数1年当たり2パーセント（最高20パーセント）の加算があります。
3 平成30年4月1日付けで、以下のとおり調整率を引き下げる改正を行いました。

改正前	平成30年度以降
87/100	83.7/100

(退職手当の基本額)

区 分	自己都合	勸奨・定年・早期退職
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分
勤続40年	44.7795月分	47.709月分

(退職手当の調整額の区分)

区 分	調整月額	行政職給料表の場合	
		平成8年4月1日から 平成18年3月31日まで	平成18年4月1日以降
第1号	65,000円	11級	9級
第2号	59,550円	10級	8級
第3号	54,150円	9級	7級
第4号	43,350円	8級	6級
第5号	32,500円	7級	5級
第6号	27,100円	6級	4級
第7号	21,700円	5級又は4級	3級
第8号	0円	3級以下	2級以下

(注) 1 退職手当の調整額は、在職期間を月ごとに第1号～第8号に区分し、額の多いものから60月分を合計した額です。
2 制度については、国と同じです。

(ウ) 令和6年度支給実績

年間支給総額	支給職員数	1人当たりの平均支給年額
8,267,065千円 (5,809,238千円)	561人 (275人)	14,736,301円 (21,124,502円)

(注) ()内は、勸奨、定年及び早期退職制度による退職者及び60歳到達後最初の3月31日以降に退職した者への支給実績を再掲したものです。

ウ 地域手当

(ア) 概要

民間賃金、物価及び生計費が特に高い東京、大阪等の地域に在勤する職員等に支給します。

(イ) 制度内容 (令和7年4月1日現在)

(算定方法)

支給月額 = (給料月額 + 管理職手当 + 扶養手当) × 支給率

(注) 支給率は、職員が在勤する地域ごとに定めています。各地域の支給率は、次の「(ウ)支給実績」に掲げています。

(ウ) 令和6年度支給実績

年 間 支 給 総 額		38,303千円	
支 給 職 員 数		57人	
1人当たりの平均支給年額		671,981円	
支給対象地域 (主な該当機関)	支 給 率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
特別区等 (東京本部)	20%	30人	20%
大阪市等 (関西本部)	16%	17人	16%
名古屋市等 (名古屋代表部)	15%	2人	15%
その他派遣地域	12%	2人	12%
	10%	2人	10%
	3%	4人	3%
平均支給率	16.8%	—	16.8%
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)		96.6 (96.6)	

(注) 1 「国の制度(支給率)」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率です。

2 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

※鳥取県では、国と同じ支給率を適用しているため、地域手当補正後の指数に変動はありません。

エ 特殊勤務手当

(ア) 概要

著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他特殊な勤務に従事する職員に、その特殊勤務の実績に応じて支給します。

(イ) 制度内容 (令和7年4月1日現在) 及び令和6年度支給実績

年 間 支 給 総 額		361,348千円			
1人当たりの平均支給年額		90,337円			
職員全体に占める手当支給職員の割合		38.5%			
手 当 の 種 類 (手 当 数)		45種類 (知事部局 18種類 教育委員会 6種類 警察 21種類 (うち知事部局と重複する手当を除いたもの 16種類))			
手当名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価等	年間支給額	支給人員
困難折衝等 業務手当	職員	納税義務者、特別徴収義務者等を訪問し、接見して行う徴収、調査、差押え等の業務	日額600円 (4時間未満60/100)	79千円	47人
		社会福祉法等に基づき、援護、育成、更正その他の措置を要する者を訪問し、接見して行う指導、相談、調査等の業務	(相手方が積極的加害意思 日額1,200円)	1,277千円	74人

		緊急に児童を一時保護する業務及び当該業務に付随する一連の要保護者、親権者等に接見して行う指導、相談又は調査の業務		107 千円	66 人
	職員（医師を除く。）	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく調査、精神保健指定医の診察の立会い、精神障害者を訪問して行う精神障害者の福祉に関する相談、指導等の業務		28 千円	20 人
	職員	用地の取得、使用、損失の補償のために、土地所有者又は関係人を訪問し、直接接見して行う折衝の業務のうち、心身に著しい負担を与えるもの		14 千円	14 人
		勤務公署以外の場所において、公用の携帯電話等を用いて正規の勤務時間以外の時間に行う心身に著しい負担を与える児童虐待、配偶者からの暴力等に係る相談、通報への対応等の業務	月額 11,000 円	6,248 千円	66 人
防 疫 等 業 務 手 当	職員	病原体に汚染されている区域において行う患者の看護、病原体の付着した物件等の処理作業、患者の移送業務	日額 300 円	213 千円	50 人
		伝染性疾患の病原体に汚染されている区域において行う患者の処理、解剖又は解体検査等の業務	患者の処理等 日額300円 死亡畜の解剖等及び患者等の解体検査等 日額 1,200 円		
		新型インフルエンザ等対策特別措置法第 2 条第 1 項に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第 22 条第 1 項の規定に基づく都道府県対策本部が設置されたもので、県民の生命及び健康を保護するために行われる感染の危険を伴う業務	日額 1,500 円を上限 (緊急に行われた措置に係る作業で、職員の心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める業務は日額 4,000 円を上限)		
	保健所保健師	結核患者の療養指導、問診、入院勧告、感染症患者検査における採血等の業務	日額 300 円 (結核療養指導等は 4 時間未満 60/100)		
	衛生環境研究所職員	感染症の病原体が付着した物件等に対する検査、調査等の業務	日額 300 円 (4 時間未満 60/100)		
児 童 生 活 支 援 業 務 手 当	喜多原学園職員	喜多原学園の児童生活指導業務	月額 22,000 円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 1 日～7 日 30/100 8 日～14 日 60/100	10,675 千円	44 人
	皆成学園保育士	皆成学園における起居を共にして行う児童生活指導業務			
放 射 線 取 扱 手 当	診療放射線技師	エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業（1 月に実効線量 100 マイクロシーベルト以上の外部放射線を被ばくする場合に限る。）	月額 5,500 円	7 千円	4 人
	職員	外部放射線による実効線量と空気中の放射性物質による実効線量との合計が 3 月間につき 1.3 ミリシーベルトを超えるおそれのある区域で放射線を照射する作業	日額 300 円		
医 業 務 手 当	療の医師並びに総合療育センターの医師及び歯科医師	患者に接して行う医療業務又は公衆衛生業務	総合療育センター院長 月額 44,000 円 同副院長等 月額 29,000 円 同医長等 月額 24,000 円 医師等 月額 20,000 円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 1 日～7 日 30/100 8 日～14 日 60/100	4,019 千円	12 人
	精神保健福祉センター、保健所等の医師及び歯科医師		所長等 日額 1,220 円 課長等 日額 1,110 円		
海 上 危 険 業 務 手 当	漁業取締船、水産試験船又は実習船の乗組員	海上で行う次に掲げる業務 ア 注意報、警報及び特別警報のうち航海において危険と認められるものが行われている期間に行われる巡視、試験調査、実習又は講習のための航海の業務 イ 日没時から日出時までの間に行われる試験調査、実習又は講習の業務	日額 600 円 (4 時間未満 60/100)	1,116 千円	80 人
夜 間 定 時 制 業 務 兼 務 手 当	全日制課程又は昼間に授業	本務に係る正規の勤務時間を超えて夜間における定時制課程の授業に従事する業務	授業 1 時間 600 円	— ※職員数が少ないため、掲載していません	

	を行う定時制課程の授業に従事することを本務とする教育職員				
乗船実習指導手当	教育職員	実習船に乗り組み、航海中に生徒に対して行う実習指導業務	日額 5,100 円	612 千円	12 人
種雄牛馬当取扱手当	畜産試験場職員、中小家畜試験場職員及び倉古農業高等学校職員	種雄牛馬又は種雄豚の自然交配、精液の採取等のため種雄牛馬又は種雄豚を御する作業及び恒温室における精液の保存処理作業	日額 300 円 (4 時間未満 60/100)	400 千円	23 人
	職員	鳥獣の捕獲、搬送等の業務			
多学年学級担当手当	小学校又は中学校の 2 以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級を担当する教育職員のうち、教諭、助教諭及び講師	当該学級における授業又は指導業務（2 以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級を引き続き 1 週間以上担当する場合に限る。）	3 学年学級 日額 350 円 2 学年学級 日額 290 円	105 千円	4 人
取締等業務手当	麻薬取締員	麻薬及び向精神薬取締法第 54 条第 5 項に規定する職務	日額 600 円	14 千円	6 人
	漁業取締船乗組員	海上で行う漁具等の検査、証拠物件の押収若しくは被疑者の検挙又はこれらの船舶の追跡その他の取締業務			
爆発物検査手当	職員	大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺における火薬類取締法等の規定に基づく立入検査	日額 300 円	—	—
と畜検査等業務手当	食肉衛生検査所職員	と畜検査員が行う獣畜のと殺検査、解体検査等の業務	月額 22,000 円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 1 日～7 日 30/100 8 日～14 日 60/100	2,408 千円	12 人
		食肉衛生検査所長が行う獣畜のと殺検査、解体検査等の業務	日額 1,200 円		
		解体された獣畜の肉、内臓、血液等の採取及び検査業務	月額 11,000 円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 1 日～7 日 30/100 8 日～14 日 60/100		
狂犬病予防等業務手当	職員	犬の捕獲若しくは検診、狂犬病の予防注射又は野犬等の収容の業務	日額 300 円 (4 時間未満 60/100)	4 千円	7 人
		野犬等の殺処分の業務	日額 600 円		
夜間看護手	総合療育センター看護師及び准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間）において行われる看護等の業務	深夜勤務 4 時間以上 1 回 3,300 円 2 時間以上 4 時間未満 1 回 2,900 円 2 時間未満 1 回 2,000 円 (勤務交代の加算あり)	9,801 千円	73 人
潜水手当	職員	潜水器具を着用して従事する潜水作業	潜水深度 20 メートルまで 1 時間 300 円 20 メートルを超え、30 メートルまで 1 時間 600 円 30 メートルを超えるとき 1 時間 1,200 円	46 千円	8 人
特殊現場作業手当	職員	地上又は水面上 15 メートル以上の足場の不安定な箇所で行う工事の監督、検査、測量、調査、指導等の業務	日額 300 円 (4 時間未満 60/100)	129 千円	44 人
		トンネルの坑内で行う監督、検査、測量、調査、指導等の業務			
		夜間、警報発令時等に交通を遮断することなく行う道路維持修繕、除雪等の作業	日額 600 円 (4 時間未満 60/100)		
		道路等における鳥獣死体処理作業	日額 300 円		

		河川等における魚の死骸処理作業			
家畜保健衛生業務手当	家畜保健衛生所獣医師	家畜保健衛生所法に規定する家畜の伝染病の予防又は保健衛生のために必要な試験、検査、診断等の業務で家畜等に直接接して行うもの	日額 300 円 (4 時間未満 60/100)	2,654 千円	126 人
		死亡畜の解剖業務、患畜等の解体検査等の業務	日額 1,200 円		
		畜産試験場職員及び中小家畜試験場職員	牛豚に対して行うワクチン接種又は疾病治療業務		
		中小家畜試験場職員	死亡畜の解剖業務		
有害物等取扱手当	職員	密閉した建築物等の内部で行うクロールピクリン、ホルマリン又は二硫化炭素を使用して行うくん蒸作業、毒物及び劇物に関わる作業のうち大量のガスの発生を伴うもの	日額 300 円	— ※職員数が少ないため、掲載していません	
		建築物等の内部で行う毒物その他人体に有害な成分を含有する危険物質の散布作業又はその現場における直接の指導業務	日額 300 円 (毒物以外 4 時間未満 60/100)		
環境衛生検査等業務手当	職員	アスベスト除去作業立入検査業務	日額 300 円 (4 時間未満 60/100)	1 千円	4 人
教員特殊業務手当	教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員	非常災害時における児童又は生徒の保護等の業務	日額 8,000 円 (心身に著しい負担を与える業務の加算あり)	183,110 千円	8,206 人
		児童又は生徒の疾病等に伴う救急の業務	救急、補導業務の場合 日額 7,500 円		
		修学旅行、林間・臨海学校等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの	1 時間以上 2 時間未満 900 円		
		対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は週休日等に行うもの	2 時間以上 3 時間未満 1,800 円 3 時間以上 4 時間未満 2,700 円 4 時間以上 5 時間未満 3,600 円 5 時間以上 6 時間未満 4,500 円 6 時間以上 5,400 円		
		農場等の管理業務、家畜及び家畜舎等の管理業務又は家畜等の分べんの補助に係る業務で週休日等に行うもの	日額 900 円		
災害応急作業等手当	職員	入学者選抜における採点又は合否判定の業務で週休日等に行うもの	日額 600 円 (危険区域等の加算あり)	1,300 千円	49 人
		異常な自然現象又は大規模な事故等により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場において行う巡回監視業務	日額 1,200 円 (危険区域等の加算あり)		
		異常な自然現象又は大規模な事故等により重大な災害が発生し、又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業等業務	1 時間 1,200 円 教育訓練 1 時間 600 円 (夜間等の加算あり)		
教育業務連絡指導手当	小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に所属する教諭及び養護教諭	教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言の業務	日額 200 円	43,292 千円	988 人
夜間学級担当手当	鳥取県立まなびの森学園に勤務する教職員	正規の勤務時間による勤務の一部が夜間（午後 8 時後午後 10 時前の間）において行われる生徒の教育指導に関する業務	校長 月額 13,000 円 上記以外の職員 月額 19,000 円	672 千円	8 人
犯罪予防・捜査手当	警察職員	犯罪予防、捜査及び被疑者の逮捕の作業	日額 560 円 (逮捕以外 4 時間未満 60/100) 捜査本部職員 日額 280 円加算	5,895 千円	725 人
警ら手当	警察職員	警ら活動中の犯罪の予防又は検挙、事件又は事故の処理、交通の指導取締り、少年の補導、不審者への職務質問、市民に対する保護その他の作業	日額 340 円 (4 時間未満 60/100)	15,599 千円	528 人
犯罪鑑識手	警察職員	犯罪鑑識作業、実験用爆発物の製造若しくは解体作業又は実験用爆発物を用いて行う爆発実験作業	現場におけるもの 日額 560 円 現場以外におけるもの	344 千円	174 人

			日額 280 円 (4 時間未満 60/100)		
交通捜査 取締手当	警察職員	交通事件又は交通事故の捜査作業	日額 560 円 (逮捕以外 4 時間未満 60/100) 高速道路上において従事し た場合 日額 280 円加算	4,049 千円	566 人
		交通取締用自動二輪車に乗車して行う交通取締 作業	日額 560 円 (4 時間未満 60/100)		
		高速道路上において行う交通取締作業	日額 460 円 (4 時間未満 60/100)		
		上記以外の交通取締作業	日額 310 円 (4 時間未満 60/100)		
死体取扱 手 当	警察職員	検視作業	1 体 3,200 円	32,144 千円	1,001 人
		死体取扱作業	日額 1,600 円 (特別な状態にある死体の 加算あり)		
看守手 当	警察職員	留置施設における被疑者の看守作業、被疑者の護 送作業	日額 330 円 (4 時間未満 60/100)	4,134 千円	358 人
緊急走行 手 当	警察職員	緊急自動車に乗車して行う緊急走行作業	日額 420 円	3 千円	5 人
警備艇運 航手 当	警察職員	夜間、警報発令時等に警察活動のため警備艇を運 航する作業	日額 300 円 (4 時間未満 60/100)	2 千円	3 人
通信指令 手 当	警察職員	通信指令課に勤務する職員による緊急通報の受 理及びこれに伴う警察無線電話による指令の通 信の作業	日額 230 円 (4 時間未満 60/100)	803 千円	28 人
特殊危険物 質危険区域 内作業手 当	警察職員	サリン等による被害の危険がある区域内におい て行う作業	日額 250 円 (4 時間未満 60/100)	—	—
潜水手 当	警察職員	潜水器具を着装して行う潜水作業	潜水深度 20 メートルまで 1 時間 300 円 20 メートルを超え、30 メー トルまで 1 時間 600 円 30 メートルを超えるとき 1 時間 1,200 円 (危険環境等の加算あり)	11 千円	13 人
航空手 当	操縦士の資 格を有する 警察職員	航空機の操縦作業	月額 35,000 円 ただし、従事日数が少ない 場合は減額 1 日～3 日 30/100 4 日～6 日 60/100	4,643 千円	57 人
	航空整備士 の資格を有 する警察職 員	航空機の整備作業	月額 20,000 円 ただし、従事日数が少ない 場合は減額 1 日～7 日 30/100 8 日～14 日 60/100		
	警察職員	航空機に搭乗して行う航空機の操縦作業	1 時間 5,100 円 (夜間等の加算あり)		
		航空機に搭乗して行う航空機の整備作業	1 時間 2,200 円 (夜間等の加算あり)		
		航空機に搭乗して行う捜索救難、犯罪の捜査又は 鎮圧、警備、交通の取締り等の作業	1 時間 1,200 円 (夜間等の加算あり)		
		航空機に搭乗して行う教育訓練	1 時間 600 円 (夜間等の加算あり)		
爆発物処理 作業手 当	警察職員	爆発物容疑物件に接近して行う作業	1 回 5,200 円	—	—
特殊危険 物質処理 作業手 当	警察職員	特殊危険物質等が発散又は漏えいしている状況 下で行う救助活動、被疑者の逮捕、捜索、差押又 は検証等の捜査活動	1 回 5,200 円	—	—
		特殊危険物質等の処理作業	特殊危険物質等が発散、漏 えいしている状況下で行う もの 1 回 5,200 円 特殊危険物質等が発散、漏 えいしていない状況下で行 うもの 1 回 2,600 円		
災害応急 手 当	警察職員	火薬類、高圧ガスによる大規模な事故により重大 な災害が発生した箇所又はその周辺において行	日額 300 円	725 千円	44 人

		う立入検査作業			
		山岳における人命救助のための救難捜索で危険かつ困難を伴う作業	日額 600 円		
		異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助、通信施設の臨時設置、運用又は保守、鑑識等の作業	日額 840 円 (大規模災害 1,080 円)		
身 辺 警 護 手 当	警察職員	天皇等の警衛作業、内閣総理大臣等の警護作業	日額 1,150 円	427 千円	39 人
		その他の対象者の警衛作業又は警護作業	日額 640 円		
海外犯罪情報収集手当	警察職員	日本国外において行う犯罪の捜査に関する情報収集作業	日額 1,100 円	—	—
銃器等犯罪捜査手当	警察職員	防弾装備を着装し、武器を携帯して行う銃器、クロスボウ（以下「銃器等」という。）を使用している犯罪現場における犯人の逮捕等の作業	日額 1,640 円	—	—
		防弾装備を着装し、武器を携帯して行う銃器等を所持する犯人の逮捕の作業	日額 1,100 円		
		銃器犯罪捜査に付随して、銃器等の射程範囲内等への配置の指示を受け、犯人の逮捕等の作業を支援する作業	日額 1,100 円又は 820 円		
		銃器等が使用された暴力団の対立抗争事件に伴う暴力団事務所等に対する張付警戒の作業	日額 820 円		
		暴力団等による危害を防止するために保護を受ける者の身辺警護又は居宅等に対する張付警戒の作業			
夜 間 特 殊 業 務 手 当	警察職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間）において行われる業務	全部深夜勤務 1 回 1,100 円 一部深夜勤務 2 時間以上 1 回 730 円 2 時間未満 1 回 410 円	20,913 千円	413 人
水 上 警 戒 業 務 手 当	警察職員	海上保安庁の船舶に乗り組み、外国船舶の警戒を行う業務	日額 1,100 円 夜間 日額 1,650 円	—	—
緊 急 呼 出 (加 算)	警察職員	緊急の呼出しにより、正規の勤務時間以外の時間において従事した犯罪捜査等、鑑識、交通取締り、爆発物の処理又は特殊危険物の処理の作業	1 回 1,240 円	888 千円	130 人
防 疫 等 業 務 手 当	警察職員	新型インフルエンザ等対策特別措置法第 2 条第 1 項に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第 22 条第 1 項の規定に基づく都道府県対策本部が設置されたもので、県民の生命及び健康を保護するために行われる感染の危険を伴う業務	日額 1,500 円以内 (心身に著しい負担を与える業務においては、日額 4,000 円以内)	—	—

オ 時間外勤務手当

(ア) 概要

正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員に支給します。

(イ) 制度内容（令和 7 年 4 月 1 日現在）

(算定方法)

支給額 = (時間外勤務 1 時間当たりの支給額) × (時間外勤務時間数)

(時間外勤務 1 時間当たりの支給額)

時間外勤務 1 時間当たりの支給額 = [(給料月額 + 地域手当 + 初任給調整手当 + へき地手当(これに準ずる手当を含む。) + 定時制通信教育手当 + 特地勤務手当に準ずる手当) × 12 月] ÷ (38 時間 45 分 × 52 週 - 465 分 × 18 ÷ 60) + 1 時間当たりの特殊勤務手当] × 支給率

(支給率)

正規の勤務時間が割り振られた日における勤務 125/100（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間の勤務は、25/100 を加算、月 60 時間を越える勤務は 150/100）

上記以外の勤務 135/100（同上）

(ウ) 支給実績

年 度	年間支給総額	支給対象職員数 (各年 4 月 1 日現在)	1 人当たりの 平均支給年額
令和 6 年度	2,101,750 千円	4,464 人	470,822 円
令和 5 年度	2,070,408 千円	4,477 人	462,455 円

(注) 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、各年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当等

区 分	制度内容（令和7年4月1日現在）	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	令和6年度支給実績
扶 養 手 当	ア 配偶者 月額3,000円 イ 子 月額11,500円 ウ 子以外の扶養親族 月額6,500円 エ 15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（加算額） 1人月額5,000円	同じ		（総 額）1,100,228千円 （職員数）4,101人 （平 均）268,283円
住 居 手 当	借家・借間居住者（家賃月額12,000円以下の場合を除く。） 家賃の額に応じ、最高月額27,000円まで支給 単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者 借家・借間居住者の例によった場合の額の2分の1相当額	異なる	家賃月額16,000円以下の場合には支給対象外、支給最高月額28,000円	（総 額）699,065千円 （職員数）2,282人 （平 均）306,339円
通 勤 手 当	交通機関等利用者 運賃等の額を支給 〔・定期券と回数券のうち安価な方の額による。 ・定期券は、6月以内の最も長い期間のものの額による。 ・1月当たり150,000円を上限とする。〕	異なる	定期券が6月を超える場合は、通定期間の月数で除した額に支給単位数の月数を乗じた額で支給	（総 額）836,679千円 （職員数）8,429人 （平 均）99,262円
	特別急行列車等を利用する場合 上記の額に特別急行料金等の運賃等の額を加算	同じ	—	
	自動車等使用者 通勤距離に応じ、月額1,700円から53,100円までの範囲内で支給	異なる	通勤距離に応じ、月額2,000円から31,600円までの範囲内で支給	
	駐車料金を負担している場合 （駐車場代加算） 4輪の自動車を使用し任命権者が指定する勤務公署へ通勤する職員には、駐車場代（上限1,000円）を加算し支給。 （パーク・アンド・ライド） 交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、交通機関の利用に伴って駐車場を利用し駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金を相当する額（1月当たり3,000円を上限とする。）の通勤手当を支給 ノーマイカー運動に参加している場合 ノーマイカー運動参加者に対し、1月当たり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給	異なる	鳥取県独自の制度	
単 身 赴 任 手 当	異動等を原因として単身赴任となった職員に対し、二重生活を送ることによる経済的負担を軽減すること等を目的に支給 （算定方法） 支給月額＝30,000円＋加算額 （加算額） 職員の住居と配偶者の住居の交通距離に応じて、8,000円から70,000円までの範囲内（交通距離が100キロメートル未満の場合は、加算なし）	同じ	—	（総 額）49,340千円 （職員数）101人 （平 均）488,511円
在宅勤務等手 当	住居等において、月の初日から末日までの間に10日を超えて在宅勤務をした職員に月額3,000円を支給	異なる	3箇月以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて在宅勤務をした職員に支給	—
管理職手当	一定の管理・監督の地位にある職員（管理職員）に対して支給 （支給月額） 給料表、職務の級、手当区分に応じた定額	同じ	—	（総 額）744,527千円 （職員数）1,025人 （平 均）726,368円
初任給調整手 当	採用による欠員補充が困難である職（医師・歯科医師・獣医師）の給与水準を調整し、人材確保を容易にするため支給 （支給月額） 経験年数の増加に応じて減少する定額（最高月額310,000円）	同じ	—	（総 額）137,485千円 （職員数）79人 （平 均）1,740,313円
特地勤務手当に準ずる手 当	生活の不便な地に所在する公署に異動し、異動に伴って住居を移転する場合における精神的負担や生活の不便を考慮し、そのような公署にも必要な職員を配置しやすくするために支給	同じ	—	— ※職員数が少ないため、掲載していません。

	(算定方法) 支給月額＝(支給対象公署に異動した時点の給料月額＋扶養手当)×支給割合 (支給割合) 異動等の日からの経過期間等によって2／100から5／100の割合									
災害派遣手当	災害応急対策又は災害復旧のため、県が、国又は他の地方公共団体から職員の派遣を受けた場合に、派遣職員に対して支給 (算定方法) 支給額＝滞在日数×基準額 (基準額) 滞在期間の長さ及び利用する施設の種類に応じて、日額3,970円から6,620円までの範囲内	同じ	—	—						
休日勤務手当	休日（国民の祝日及び年末年始）において、正規の勤務時間中に勤務した場合に支給 (算定方法) 支給額＝時間数×1時間当たりの給与額×135／100	同じ	—	(総額) 201,900千円 (職員数) 532人 (平均) 379,510円						
夜間勤務手当	正規の勤務時間が深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）にわたる職員に対し、その深夜の勤務に対する割増賃金として支給 (算定方法) 支給額＝時間数×1時間当たりの給与額×25／100	同じ	—	(総額) 67,904千円 (職員数) 474人 (平均) 143,258円						
宿日直手当	休日又は勤務時間外に、庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の収受、庁内の監視等を目的とする宿日直勤務を行った場合に支給 (支給額) 勤務1回当たり次の額 <table border="1"><tr><td>一般の宿日直</td><td>医師・歯科医師</td><td>警察署当直責任者、事件当直者、学寮当直者等</td></tr><tr><td>4,400円</td><td>21,000円</td><td>7,400円</td></tr></table> (注)宿日直勤務の時間が5時間未満の場合は、これらの1／2の額	一般の宿日直	医師・歯科医師	警察署当直責任者、事件当直者、学寮当直者等	4,400円	21,000円	7,400円	同じ	—	(総額) 283,477千円 (職員数) 861人 (平均) 329,242円
一般の宿日直	医師・歯科医師	警察署当直責任者、事件当直者、学寮当直者等								
4,400円	21,000円	7,400円								
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時・緊急その他の公務運営の必要により、週休日若しくは休日に勤務した場合又は災害への対処等のために平日午後10時から午前5時までの間に勤務した場合に支給(管理職員には通常の時間外勤務手当等は支給しません。) (支給額) (1)週休日又は休日に勤務した場合 勤務1回当たり4,000円から12,000円までの範囲内(最高額は、部長級の職員等の場合) 勤務が6時間を超える場合には、150/100を乗じた額 (2)平日午後10時から午前5時までの間に勤務した場合 勤務1回当たり2,000円から6,000円までの範囲内(最高額は部長級の職員等の場合)	同じ	—	(総額) 4,800千円 (職員数) 89人 (平均) 53,933円						
教職調整額	義務教育諸学校等（小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校）の一定の教育職員に対し、その職務及び勤務態様の特殊性を考慮して支給 (算定方法) 支給月額＝給料月額×4／100			(総額) 832,234千円 (職員数) 4,934人 (平均) 168,673円						
へき地手当等	山間地等生活の著しく不便な地に所在する小学校に勤務する教職員の特殊事情を考慮し、必要な人材確保を容易にすることで教育の振興を図ることを目的として支給 (算定方法) 支給月額＝(給料月額＋扶養手当)×支給率 (支給率) 学校ごとに2／100又は4／100の率(へき地手当に準ずる手当は1／100)			(総額) 268千円 (職員数) 6人 (平均) 44,616円						
定時制通信教育手当	高等学校の教育職員のうち、夜間の定時制教育又は通信教育に従事する職員に対し、その職務の複雑・困難性を考慮し、優秀な人材確保を容易にすることを目的に支給 (支給額) 定時制の課程を置く高等学校の職員に対しては月額20,000円、通信制の課程を置く高等学校の職員に対しては月額10,000円			(総額) 9,670千円 (職員数) 49人 (平均) 197,347円						
義務教育等教員特別手当	義務教育諸学校等の教育職員に優秀な人材を確保することを目的に支給 (支給月額) その者の属する職務の級及び受ける号給に応じて、月額2,000円から8,000円までの範囲内			(総額) 351,192千円 (職員数) 5,382人 (平均) 65,253円						

(注) 「令和6年度支給実績」欄の「(総額)」は令和6年度年間支給総額を、「(職員数)」は令和6年度支給職員数（一部は、令和6年4月1日現在支給対象職員数）を、「(平均)」は支給職員1人当たりの平均支給年額を表します。

(14) 特別職の報酬等の状況

ア 給料月額等（令和7年4月1日現在）

区 分	給料・報酬月額	期 末 手 当	退 職 手 当
知 事	1,200,000円	(算定方法) 給料(報酬)月額×145/100×支給割合 (支給割合) 6月期 1.545月分 12月期 1.545月分 計 3.09月分	(算定方法)退職時の給料月額 × 在職月数 × 支給率 (支 給 率) 知 事 60/100 副知事 40/100 教育長 30/100 (支給時期)最終退職時に支給（任期ごとの支給も可能） (1期の手当額) 知 事 34,560,000円 副知事 18,144,000円 教育長 10,036,800円 ※平成19年4月の改定により、知事、副知事等については退職手当を大幅に引き下げるとともに、給与総額（退職手当を含む。）を約7パーセント引き下げたことにより全国的に見ても低い水準となっています。
副 知 事	945,000円		
教 育 長	697,000円		
議 長	999,000円		
副 議 長	871,000円		
議 員	813,000円		

(注) 退職手当額は、令和7年4月1日時点の給料月額に基づき、1期（48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

イ 令和6年度年間支給実績

区 分	給料・報酬	期 末 手 当	合 計
知 事	14,400,000円	5,376,600円	19,776,600円
副 知 事	11,340,000円	4,234,072円	15,574,072円
教 育 長	8,208,000円	3,064,662円	11,272,662円
議 長	11,988,000円	4,476,019円	16,464,019円
副 議 長	10,452,000円	3,902,515円	14,354,515円
議 員	316,387,901円 (9,587,512円)	115,820,351円 (3,509,708円)	432,208,252円 (13,097,220円)

(注) 「議員」欄の上段は、議長及び副議長を除く議員全員の合計です。下段の（ ）内は、支給総額を議長及び副議長を除く議員定数（33名）で除した額です。（各議員に実際に支給した額とは異なります。）

(15) 企業局（電気事業、工業用水道事業及び埋立事業）の状況

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算（令和6年度）

区 分	総 費 用 A	総損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
電気事業	1,786,725千円	△933,448千円	278,943千円	15.6%	13.9%
工業用水道事業	586,646千円	△52,896千円	13,153千円	2.2%	1.8%
埋立事業	146,732千円	79,331千円	13,362千円	9.1%	17.8%

(イ) 予算（令和7年度）

区 分	職 員 数 A	給 与 費				1人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
電気事業	29人	129,408千円	48,342千円	54,942千円	232,692千円	8,024千円
工業用水道事業	2人	7,936千円	3,981千円	2,872千円	14,789千円	7,395千円
埋立事業	2人	8,245千円	2,269千円	3,470千円	13,984千円	6,992千円

(注) 1 職員数は、令和7年4月1日現在の人数です。ただし、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員の人数は含みません。

2 給与費については、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）の給与費を含み、会計年度任用職員の給与費を含みません。

3 職員手当には、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

イ 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
電気事業	鳥取県	50.9歳	374,379円
	団体平均	46.2歳	355,891円
工業用水道事業	鳥取県	33.5歳	276,850円
	団体平均	44.8歳	342,602円
埋立事業	鳥取県	42.0歳	328,350円
	団体平均	46.7歳	355,410円
県（一般行政職）		42.7歳	327,697円

(注) 1 団体平均とは、都道府県の当該事業区分の平均値です（以下同じ。）。

2 団体平均の数値は、令和6年4月1日現在です。

3 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

4 団体平均の平均給料月額には、給料のほか扶養手当及び地域手当を含みます。

5 団体平均の平均給与月額には、給料のほか通勤手当などの毎月支払われる手当及び期末・勤勉手当を含みます。

ウ 職員の手当の状況（令和7年4月1日現在）

(ア) 期末手当・勤勉手当

(制度内容) (13)のアと同じです。

(令和6年度支給実績)

年間支給総額	支給職員数（令和6年12月）	1人当たりの平均支給額
54,087千円	34人	1,590,790円

(イ) 退職手当
(制度内容) (13)のイと同じです。
(令和6年度支給実績) 支給職員数が少ないため掲載していません。

(ウ) 地域手当
(制度内容) (13)のウと同じです。
(令和6年度支給実績) なし

(エ) 特殊勤務手当
(制度内容) (13)のエと同じです。
(令和6年度支給実績)

年 間 支 給 総 額			165 千円		
1 人 当 た り の 平 均 支 給 年 額			12,665 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合			36.1%		
手 当 の 種 類 (手 当 数)			3 種類 (うち一般行政職の職員と共通のもの2 種類)		
手当名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価等	年間支給額	支給人員
特 殊 現 場 作 業 手 当	企業職員	地上又は水面上 15 メートル以上の足場の不安定な箇所で行う工事の監督、検査、測量、調査又は指導等の業務	日 額 300 円 (4 時間未満 60／100)	165 千円	78 人
		トンネルの坑内で行う監督、検査、測量、調査、指導等の業務			
		発電所の建設現場で行う監督、検査、測量、調査、指導等の業務	日 額 600 円		
		発電所又は工業用水道施設の維持管理に関する業務	日 額 300 円 風力発電所のタワー昇降等、浄水場着水井の点検に係る業務 日 額 600 円 圧力ずい道の点検に係る業務 日 額 1,200 円 (4 時間未満 60／100)		
		職員が著しく足場が不安定で危険な箇所で行う発電用導水路及び水圧管路設置工事の監督、検査、測量、調査又は指導の業務			
災 害 応 急 等 作 業 手 当	企業職員	ダム、鉄管路における災害現場において急斜面での作業を行う巡回監視業務	日 額 1,200 円 (危険区域等の加算あり)	—	—
		異常な自然現象若しくは大規模な事故等により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場において行う巡回監視業務	日 額 600 円 (危険区域等の加算あり)		
		異常な自然現象若しくは大規模な事故等により重大な災害が発生し、又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業等業務	日 額 1,200 円 (危険区域等の加算あり)		
		用地の取得のための折衝業務	日 額 600 円		

(オ) 時間外勤務手当
(制度内容) (13)のオと同じです。
(支給実績)

年 度	年間支給総額	支給対象職員数 (各年4月1日現在)	1人当たりの 平均支給年額
令和6年度	9,947千円	28人	355,232円
令和5年度	9,510千円	31人	306,770円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、各年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く）であり、短時間勤務職員を含みます。

(カ) その他の手当等

区 分	制度内容（令和7年4月1日現在）	(13)の力の制度との異同	(13)の力の制度と異なる内容	令和6年度 支給実績
扶 養 手 当	ア 配偶者 月額3,000円 イ 子 月額11,500円 ウ 子以外の扶養親族 月額6,500円 エ 15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（加算額） 1人月額5,000円	同じ	—	(総 額) 5,804千円 (職員数) 21人 (平 均) 276,381円
住 居 手 当	借家・借間居住者（家賃月額12,000円以下の場合を除く。）	同じ	—	(総 額) 1,871千円

	家賃の額に応じ、最高月額27,000円まで支給 単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者 借家・借間居住者の例によった場合の額の2分の1相当額			(職員数) 6人 (平均) 311,900円
通 勤 手 当	交通機関等利用者 運賃等の額を支給 ・定期券と回数券のうち安価な方の額による。 ・定期券は、6月以内の最も長い期間のものの額による。 ・1月当たり150,000円を上限とする。 特別急行列車等を利用する場合 上記の額に特別急行料金等の運賃等の額を加算 自動車等使用者 通勤距離に応じ、月額1,700円から53,100円までの範囲内で支給 駐車料金を負担している場合 (駐車場代加算) 4輪の自動車を使用し任命権者が指定する勤務公署へ通勤する職員には、駐車場代(上限1,000円)を加算し支給。 (パーク・アンド・ライド) 交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、交通機関の利用に伴って駐車場を利用し駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金に相当する額(1月当たり3,000円を上限とする。)の通勤手当を支給 ノーマイカー運動に参加している場合 ノーマイカー運動参加者に対し、1月あたり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給	同じ	—	(総 額) 4,258千円 (職員数) 29人 (平均) 146,836円
単身赴任手当	異動等を原因として単身赴任となった職員に対し、二重生活を送ることによる経済的負担を軽減すること等を目的に支給 (算定方法) 支給月額 = 30,000円 + 加算額 (加算額) 職員の住居と配偶者の住居の交通距離に応じて、8,000円から70,000円までの範囲内(交通距離が100キロメートル未満の場合は、加算なし)	同じ	—	—
在 宅 勤 務 等 手 当	住居等において、月の初日から末日までの間に10日を超えて在宅勤務をした職員に月額3,000円を支給	異なる	3箇月以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて在宅勤務をした職員に支給	—
管 理 職 手 当	一定の管理・監督の地位にある職員(管理職員)に対して支給 (支給月額) 給料表、職務の級、手当区分に応じた定額	同じ	—	(総 額) 4,320千円 (職員数) 5人 (平均) 864,000円
初 任 給 調 整 手 当	採用による欠員補充が困難である職(医師・歯科医師・獣医師)の給与水準を調整し、人材確保を容易にするため支給 (支給月額) 経験年数の増加に応じて減少する定額(最高月額310,000円)	同じ	—	—
特地勤務手当に準ずる手当	生活の不便な地に所在する公署に異動し、異動に伴って住居を移転する場合における精神的な負担や生活の不便を考慮し、そのような公署にも必要な職員を配置しやすくするために支給 (算定方法) 支給月額 = (支給対象公署に異動した時点の給料月額 + 扶養手当) × 支給割合 (支給割合) 異動等の日からの経過期間等によって2/100から5/100までの割合	同じ	—	—
休日勤務手当	休日(国民の祝日及び年末年始)において、正規の勤務時間中に勤務した場合に支給 (算定方法) 支給額 = 時間数 × 1時間当たりの給与額 × 135/100	同じ	—	— ※職員数が少ないため掲載していません。
夜間勤務手当	正規の勤務時間が深夜(午後10時から翌日の午前5時まで)にわたる職員に対し、その深夜の勤務に対する割増賃金として支給 (算定方法) 支給額 = 時間数 × 1時間当たりの給与額 × 25/100	同じ	—	— ※職員数が少ないため掲載していません。
宿 日 直 手 当	休日又は勤務時間外に、庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の収受、庁内の監視等を目的とする宿日直勤務を行った場合に支給 (支給額) 勤務1回当たり4,400円(宿日直勤務の時間が5時間未満の場合は、2,200円)	同じ	—	—
管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	管理職員が臨時・緊急その他の公務運営の必要により、週休日若しくは休日に勤務した場合又は災害への対処等のために平日午後10時から午前5時までの間に勤務した場合に支給(管理職員に	同じ	—	— ※職員数が少ないため掲載していません。

	は通常の時間外勤務手当等は支給しません。） (支給額) (1) 週休日又は休日に勤務した場合 勤務1回当たり4,000円から12,000円までの範囲内（最高額は、局長の場合） 勤務が6時間を超える場合には、150/100を乗じた額 (2) 平日午後10時から午前5時までの間に勤務した場合 勤務1回当たり2,000円から6,000円までの範囲内（最高額は、局長の場合）			
--	--	--	--	--

(注) 「令和6年度支給実績」欄の「(総額)」は令和6年度年間支給総額を、「(職員数)」は令和6年度支給職員数（一部は、令和6年4月1日現在支給対象職員数）を、「(平均)」は支給職員1人当たりの平均支給年額を表します。

(16) 病院事業（中央病院及び厚生病院）の状況

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算（令和6年度）

区 分	総 費 用 A	総損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和6年度	30,845,159千円	△1,026,626千円	12,816,099千円	41.5%	41.6%

(イ) 予算（令和7年度）

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たりの給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和7年度	1,361人	5,372,692千円	3,773,616千円	2,142,286千円	11,288,594千円	8,294千円

(注) 1 職員数は、令和7年4月1日現在の人数です。ただし、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員の人数を含みません。

2 給与費については、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）の給与費を含み、会計年度任用職員の給与費を含みません。

3 職員手当には、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

イ 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
病 院 局	36.5歳	322,889円	453,006円
県（一般行政職）	42.7歳	327,697円	398,057円

ウ 職員の手当の状況（令和7年4月1日現在）

(ア) 期末手当・勤勉手当

(制度内容) (13)のアと同じです。

(令和6年度支給実績)

年間支給総額	支給職員数（令和6年12月）	1人当たりの平均支給年額
2,005,968千円	1,423人	1,409,676円

(イ) 退職手当

(制度内容) (13)のイと同じです。

(令和6年度支給実績)

年間支給総額	支給職員数	1人当たりの平均支給年額
452,650千円 (376,701千円)	91人 (19人)	4,974,171円 (19,826,364円)

(注) ()内は、勸奨、定年及び早期退職制度による退職者及び60歳到達後最初の3月31日以降に退職した者への支給実績を再掲したものです。

(ウ) 地域手当

(制度内容) (13)のウと同じです。

(令和6年度支給実績) なし

(エ) 特殊勤務手当

(制度内容) (13)のエと同じです。

(令和6年度支給実績)

年 間 支 給 総 額			297,899 千円		
1 人 当 た り の 平 均 支 給 年 額			275,323 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合			77.9%		
手 当 の 種 類 (手 当 数)			6 種類 (うち一般行政職の職員と共通のもの 3 種類)		
手当名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価等	年間支給額	支給人員
困難折衝等業務手当	職員	医療費の督促を受けた者その他の病院に債務を有する者を訪問し、接見して行う心身に著しい負担を与える徴収又は折衝の業務	日額 600 円 (4 時間未満 60/100) (相手方が積極的加害意思 日額 1,200 円)	15 千円	14 人
放射線取扱当技師等	診療放射線技師等	一般行政職の職員に同じ。	一般行政職の職員に同じ。	4,224 千円	145 人
防疫等業務	看護師及び	結核病棟又は感染症病棟における業務	日額 300 円	3,388 千円	157 人

手 当	准看護師				
	中央放射線室職員	結核病棟又は感染症病棟における業務			
	運転士及び自動車整備士	感染症の患者等を自動車で移送する業務			
	中央検査室職員	結核菌その他の病原体を直接取り扱う業務	月額 5,500 円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 1 日～7 日 30/100 8 日～14 日 60/100		
	職員	新型インフルエンザ等の患者等に対する感染の危険を伴う業務	日額 1,500 円 (緊急に行われた措置に係る作業であって心身に著しい負担を与えると認められた業務は日額 4,000 円)		
医 療 業 務 手 当	医師及び歯科医師	患者に接して行う医療業務	院長 月額 49,000 円 副院長及び局長 月額 44,000 円 副局長及び部長 月額 37,000 円 医長、副医長及び室長（3 級の職務にあるもの） 月額 29,000 円 医長、副医長及び室長（2 級の職務にあるもの） 月額 24,000 円 医師及び歯科医師 月額 20,000 円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 1 日～7 日 30/100 8 日～14 日 60/100	54,250 千円	183 人
	産婦人科の医師	分べん業務	1 回 10,000 円		
夜 間 看 護 等 手 当	病院に勤務する薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師及び看護師等	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間）において行われる看護等の業務	全部深夜勤務 既勤務単位回数 6 以下 1 回 7,300 円 既勤務単位回数 7 1 回 7,900 円 既勤務単位回数 8 以上 1 回 8,500 円 (月の勤務全て深夜勤務 1 回 9,700 円) 一部深夜勤務 4 時間以上 1 回 3,550 円 (既勤務単位回数 8 以上 1 回 4,150 円) (月の勤務全て深夜勤務 1 回 4,750 円) 2 時間以上 4 時間未満 1 回 3,100 円 (既勤務単位回数 8 以上 3,700 円) (月の勤務全て深夜勤務 1 回 4,300 円) 2 時間未満 1 回 2,150 円 (月の勤務全て深夜勤務 1 回 3,350 円) (特別事情の加算あり)	236,022 千円	1,570 人
	病院に勤務する医師、助産師、看護師及び准看護師等	正規の勤務時間以外の時間において、特別な事情の下で行う救急医療等の業務	1 回 1,620 円		
災 害 応 急 作 業 等 手 当	災害医療派遣チームの職員	異常な自然現象又は大規模な事故等により重大な災害が発生し、又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業等業務	日額 1,200 円 (危険区域等の加算あり)	—	—
	医師、看護師等	航空機に搭乗して行う救急搬送その他の業務	1 時間 1,200 円		

(オ) 時間外勤務手当

(制度内容) (13)のオと同じです。

(支給実績)

年 度	年間支給総額	支給対象職員数 (各年4月1日現在)	1人当たりの 平均支給年額
令和6年度	1,191,431千円	1,321人	901,916円
令和5年度	1,112,112千円	1,300人	855,471円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、各年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く）であり、短時間勤務職員を含みます。

(カ) その他の手当等

区 分	制度内容（令和7年4月1日現在）	(13)の方 の制度と の異同	(13)の方 の制度と異 なる内容	令和6年度支給実績
扶 養 手 当	ア 配偶者 月額3,000円 イ 子 月額11,500円 ウ 子以外の扶養親族 月額6,500円 エ 15歳に達する日後の最初の4月1日 から22歳に達する日以後の最初の3月 31日までの間にある子（加算額） 1人月額5,000円	同じ	—	(総 額) 130,020千円 (職員数) 520人 (平 均) 250,038円
住 居 手 当	借家・借間居住者（家賃月額12,000円以下の場合を除く。） 家賃の額に応じ、最高月額27,000円まで支給 単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受 けている者 借家・借間居住者の例によった場合の額の2分の1相当額	同じ	—	(総 額) 124,123千円 (職員数) 416人 (平 均) 298,373円
通 勤 手 当	交通機関等利用者 運賃等の額を支給 〔定期券と回数券のうち安価な方の額による。 ・定期券は、6月以内の最も長い期間のものの額による。 ・1月当たり150,000円を上限とする。〕 特別急行列車等を利用する場合 上記の額に特別急行料金等の運賃等の額を加算 自動車等使用者 通勤距離に応じ、月額1,700円から53,100円までの範囲内で支給 駐車料金を負担している場合 (駐車場代加算) 4輪の自動車を使用し任命権者が指定する勤務公署へ通勤する 職員には、駐車場代（上限1,000円）を加算 (パーク・アンド・ライド) 交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職 員が、交通機関の利用に伴って駐車場を利用し駐車料金を負担する ことを常例としている場合に、当該駐車料金に相当する額（1月当 たり3,000円を上限とする。）を支給 ノーマイカー運動に参加している場合 ノーマイカー運動参加者に対し、1月あたり3往復程度参加する ことを想定した通勤手当を支給	同じ	—	(総 額) 79,518千円 (職員数) 892人 (平 均) 89,145円
単身赴任手当	異動等を原因として単身赴任となった職員に対し、二重生活を送る ことによる経済的負担を軽減すること等を目的に支給 (算定方法) 支給月額＝30,000円＋加算額 (加算額) 職員の住居と配偶者の住居の交通距離に応じて、8,000円から 70,000円までの範囲内（交通距離が100キロメートル未満の場合は 加算なし）	同じ	—	(総 額) 4,572千円 (職員数) 10人 (平 均) 457,200円
在 宅 勤 務 等 手当	住居等において、月の初日から末日までの間に10日を超えて在宅勤 務をした職員に月額3,000円を支給	異なる	3箇月以上 の期間につ いて1箇月 当たり平均 10日を超え て在宅勤務 をした職員 に支給	—
管 理 職 手 当	一定の管理・監督の地位にある職員（管理職員）に対して支給 (支給月額) 給料表、職務の級、手当区分に応じた定額	同じ	—	(総 額) 54,552千円 (職員数) 68人 (平 均) 802,241円
初 任 給 調 整 手 当	採用による欠員補充が困難である職（医師・歯科医師）の給与水準 を調整し、人材確保を容易にするため支給 (支給月額) 経験年数の増加に応じて減少する定額（最高月額310,000円） 院長 月額176,500円	同じ	—	(総 額) 515,341千円 (職員数) 98人 (平 均) 5,258,580円

	副院長又は医療局長 月額142,000円											
休日勤務手当	休日（国民の祝日及び年末年始）において、正規の勤務時間中に勤務した場合に支給 （算定方法） 支給額＝時間数×1時間当たりの給与額×135／100	同じ	—	（総 額）179,793千円 （職員数）388人 （平 均）463,385円								
夜間勤務手当	正規の勤務時間が深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）にわたる職員に対し、その深夜の勤務に対する割増賃金として支給 （算定方法） 支給額＝時間数×1時間当たりの給与額×25／100	同じ	—	（総 額）93,491千円 （職員数）698人 （平 均）133,941円								
宿 日 直 手 当	勤務時間外に、入院患者の急変、救急の外来患者の対処、看護業務の管理監督等を目的とする宿日直勤務を行った場合に支給 （支給額） 勤務1回当たり次の額 <table border="1"><tr><td>医師 歯科医師</td><td>看護師長等</td><td>薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士</td><td>緊急の事務処理等</td></tr><tr><td>21,000円</td><td>6,100円</td><td>6,100円</td><td>6,100円</td></tr></table> （注）執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあつては、その額は、9,150円（入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿直勤務にあつては、31,500円）を超えない範囲内において支給。	医師 歯科医師	看護師長等	薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士	緊急の事務処理等	21,000円	6,100円	6,100円	6,100円	異なる	入院患者の急変、救急の外来患者の対処、看護業務の管理監督等を目的として支給	（総 額）23,537千円 （職員数）125人 （平 均）188,292円
医師 歯科医師	看護師長等	薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士	緊急の事務処理等									
21,000円	6,100円	6,100円	6,100円									
管 理 職 員 特別勤務手当	管理職員が臨時・緊急その他の公務運営の必要により、週休日若しくは休日に勤務した場合又は災害への対処等のために平日午後10時から午前5時までの間に勤務した場合に支給（管理職員には通常の時間外勤務手当等は支給しません。） （支給額） （1）週休日又は休日に勤務した場合 勤務1回当たり4,000円から12,000円までの範囲内（最高額は、院長の場合） 勤務が6時間を超える場合には、150/100を乗じた額 （2）平日午後10時から午前5時までの間に勤務した場合 勤務1回当たり2,000円から6,000円までの範囲内（最高額は、院長の場合）	同じ	—	（総 額）2,238千円 （職員数）42人 （平 均）53,286円								
救急医療機関 勤務臨時手当	感染症等の救急医療を担う医療機関で勤務する看護師等に支給。 看護師 月額10,300円 看護師以外 月額2,500円	異なる	病院事業のみ支給	（総 額）113,224千円 （職員数）1,210人 （平 均）93,573円								

（注） 「令和6年度支給実績」欄の「（総額）」は令和6年度年間支給総額を、「（職員数）」は令和6年度支給職員数（一部は、令和6年4月1日現在支給対象職員数）を、「（平均）」は支給職員1人当たりの平均支給年額を表します。

(17) フルタイム会計年度任用職員に係る給与等の状況

ア 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
46歳	239,846円	261,259円

イ 職員の手当の状況（令和7年4月1日現在）

（ア） 期末手当・勤勉手当

（制度内容） （13）のアと同じです。

（令和6年度支給実績）

年間支給総額	支給職員数（令和6年12月）	1人当たりの平均支給年額
263,314千円	338人	748,050円

（イ） 退職手当

（制度内容） （13）のイと同じです。

（令和6年度支給実績）

年間支給総額	支給職員数	1人当たりの平均支給年額
18,750千円	35人	535,727円

（ウ） 地域手当

（制度内容） （13）のウと同じです。

（令和6年度支給実績）

年間支給総額	支給職員数	1人当たりの平均支給年額
9,830千円	20人	491,502円

（エ） 特殊勤務手当

（制度内容） （13）のエと同じです。

（令和6年度支給実績）

年 間 支 給 総 額	5,534 千円
1 人 当 た り の 平 均 支 給 年 額	125,762 円

職員全体に占める手当支給職員の割合			12.0%		
手 当 の 種 類 （ 手 当 数 ）		5 種類（うち一般行政職の職員と共通のもの 3 種類）			
手当名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価等	年間支給額	支給人員（延べ）
困難折衝等業務手当	職員	医療費の督促を受けた者その他の病院に債務を有する者を訪問し、接見して行う心身に著しい負担を与える徴収又は折衝の業務	日額 600 円 （4 時間未満 60/100） （相手方が積極的加害意思 日額 1,200 円）	8 千円	24 人
放射線取扱手	診療放射線技師等	一般行政職の職員に同じ。	一般行政職の職員に同じ。	138 千円	21 人
防疫等業務手当	看護師及び准看護師	病院の結核病棟又は感染症病棟における業務	日額300円 新型インフルエンザ等の患者等に対する感染の危険を伴う業務は、日額 1,500 円 （管理者が認める場合は 4,000 円）	549 千円	107 人
	中央放射線室職員	結核病棟又は感染症病棟における業務			
	運転士及び自動車整備士	感染症の患者等を自動車で移送する業務			
	中央検査室職員	結核菌その他の病原体を直接取り扱う業務	月額 5,500 円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 1 日～7 日 30／100 8 日～14 日 60／100		
医療業務手当	医師及び歯科医師	患者に接して行う医療業務	月額20,000円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 1 日～7 日 30／100 8 日～14 日 60／100	3,828 千円	205 人
	産婦人科の医師	分べん業務	1 回 10,000 円		
夜間看護等手当	病院に勤務する薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師及び看護師等	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間）において行われる看護等の業務	全部深夜勤務 既勤務単位回数 6 以下 1 回 7,300 円 既勤務単位回数 7 1 回 7,900 円 既勤務単位回数 8 以上 1 回 8,500 円 （月の勤務全て深夜勤務 1 回 9,700 円） 一部深夜勤務 4 時間以上 1 回 3,550 円（既勤務単位回数 8 以上 1 回 4,150 円） （月の勤務全て深夜勤務 1 回 4,750 円） 2 時間以上 4 時間未満 1 回 3,100 円（既勤務単位回数 8 以上 3,700 円） （月の勤務全て深夜勤務 1 回 4,300 円） 2 時間未満 1 回 2,150 円 （月の勤務全て深夜勤務 1 回 3,350 円） （特別事情の加算あり）	1,015 千円	178 人
	病院に勤務する医師、助産師、看護師及び准看護師等	正規の勤務時間以外の時間において、特別な事情の下で行う救急医療等の業務	1 回 1,620 円		

(オ) 時間外勤務手当
(制度内容) (13)のオと同じです。
(支給実績)

年 度	年間支給総額	支給対象職員数 (各年 4 月 1 日現在)	1 人当たりの 平均支給年額
令和 6 年度	50,077 千円	324 人	154,560 円
令和 5 年度	58,532 千円	315 人	185,816 円

(注) 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、各年度の 4 月 1 日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

(カ) その他の手当等

区 分	制度内容（令和7年4月1日現在）	(13)の力の制度との異同	(13)の力の制度と異なる内容	令和6年度支給実績
扶 養 手 当	ア 配偶者 月額3,000円 イ 子 月額11,500円 ウ 子以外の扶養親族 月額6,500円 エ 15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（加算額） 1人月額5,000円	—	—	—
住 居 手 当	借家・借間居住者（家賃月額12,000円以下の場合を除く。） 家賃の額に応じ、最高月額27,000円まで支給 単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者 借家・借間居住者の例によった場合の額の2分の1相当額	—	—	—
通 勤 手 当	交通機関等利用者 運賃等の額を支給 ・定期券と回数券のうち安価な方の額による。 ・定期券は、6月以内の最も長い期間のものの額による。 ・1月当たり150,000円を上限とする。 特別急行列車等を利用する場合 上記の額に特別急行料金等の運賃等の額を加算 自動車等使用者 通勤距離に応じ、月額1,700円から53,100円までの範囲内で支給 駐車料金を負担している場合（パーク・アンド・ライド） 交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、交通機関の利用に伴って駐車場を利用し駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金に相当する額（1月当たり3,000円を上限とする。）の通勤手当を支給 ノーマイカー運動に参加している場合 ノーマイカー運動参加者に対し、1月あたり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給	同じ	—	(総 額) 18,135千円 (職員数) 288人 (平 均) 62,969円
単身赴任手当	異動等を原因として単身赴任となった職員に対し、二重生活を送ることによる経済的負担を軽減すること等を目的に支給 (算定方法) 支給月額 = 30,000円 + 加算額 (加算額) 職員の住居と配偶者の住居の交通距離に応じて、8,000円から70,000円までの範囲内（交通距離が100キロメートル未満の場合は加算なし）	—	—	—
在 宅 勤 務 等 手 当	住居等において、月の初日から末日までの間に10日を超えて在宅勤務をした職員に月額3,000円を支給	—	—	—
管 理 職 手 当	一定の管理・監督の地位にある職員（管理職員）に対して支給 (支給月額) 給料表、職務の級、手当区分に応じた定額	—	—	—
初 任 給 調 整 手 当	採用による欠員補充が困難である職（医師・歯科医師）の給与水準を調整し、人材確保を容易にするため支給 (支給月額) 経験年数の増加に応じて減少する定額（最高月額310,000円）	同じ	—	(総 額) 11,503千円 (職員数) 19人 (平 均) 605,437円
特地勤務手当に準ずる手当	生活の不便な地に所在する公署に異動し、異動に伴って住居を移転する場合における精神的な負担や生活の不便を考慮し、そのような公署にも必要な職員を配置しやすくするために支給 (算定方法) 支給月額 = (支給対象公署に異動した時点の給料月額 + 扶養手当) × 支給割合 (支給割合) 異動等の日からの経過期間等によって2/100から5/100の割合	同じ	—	—
災 害 派 遣 手 当	災害応急対策又は災害復旧のため、県が、国又は他の地方公共団体から職員の派遣を受けた場合に、派遣職員に対して支給 (算定方法) 支給額 = 滞在日数 × 基準額 (基準額) 滞在期間の長さ及び利用する施設の種類に応じて、日額3,970円から6,620円までの範囲内	—	—	—
休日勤務手当	休日（国民の祝日及び年末年始）において、正規の勤務時間中に勤務した場合に支給 (算定方法) 支給額 = 時間数 × 1時間当たりの給与額 × 135/100	同じ	—	(総 額) 8,841千円 (職員数) 69人 (平 均) 128,132円

夜間勤務手当	正規の勤務時間が深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）にわたる職員に対し、その深夜の勤務に対する割増賃金として支給 (算定方法) 支給額 = 時間数 × 1時間当たりの給与額 × 25/100	同じ	—	(総 額) 1,568千円 (職員数) 15人 (平 均) 104,511円
宿 日 直 手 当	休日又は勤務時間外に、庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受、庁内の監視等を目的とする宿日直勤務を行った場合に支給 (支給額) 医師又は歯科医師 勤務一回当たり21,000円（宿日直勤務の時間が5時間未満の場合は、10,500円） 看護師長、医療技術職、事務職 勤務一回当たり6,100円（宿日直勤務の時間が5時間未満の場合は、3,050円）	同じ	—	(総 額) 1,374千円 (職員数) 4人 (平 均) 343,375円
管 理 職 員 特別勤務手当	管理職員が臨時・緊急その他の公務運営の必要により、週休日若しくは休日に勤務した場合又は災害への対処等のために平日午前零時から午前5時までの間に勤務した場合に支給（管理職員には通常の時間外勤務手当等は支給しません。） (支給額) (1) 週休日又は休日に勤務した場合 勤務1回当たり4,000円から12,000円までの範囲内（最高額は、院長の場合） 勤務が6時間を超える場合には、150/100を乗じた額 (2) 平日午前零時から午前5時までの間に勤務した場合 勤務1回当たり2,000円から6,000円までの範囲内（最高額は、院長の場合）	—	—	—
教 職 調 整 額	義務教育諸学校等（小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校）の一定の教育職員に対し、その職務及び勤務態様の特殊性を考慮して支給 (算定方法) 支給月額 = 給料月額 × 4/100	—	—	—
へ き 地 手 当 等	山間地等生活の著しく不便な地に所在する小学校に勤務する教職員の特殊事情を考慮し、必要な人材確保を容易にすることで教育の振興を図ることを目的として支給 (算定方法) 支給月額 = (給料月額 + 扶養手当) × 支給率 (支給率) 学校ごとに2/100又は4/100の率（へき地手当に準ずる手当は1/100）	同じ	—	—
定 時 制 通 信 教 育 手 当	高等学校の教育職員のうち、夜間の定時制教育又は通信教育に従事する職員に対し、その職務の複雑・困難性を考慮し、優秀な人材確保を容易にすることを目的に支給 (支給額) 定時制の課程を置く高等学校の職員に対しては月額20,000円、通信制の課程を置く高等学校の職員に対しては月額10,000円	同じ	—	—
義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当	義務教育諸学校等の教育職員に優秀な人材を確保することを目的に支給 (支給月額) その者の属する職務の級及び受ける号給に応じて、月額2,000円から8,000円までの範囲内	—	—	—
救急医療機関 勤務臨時手当	感染症等の救急医療を担う医療機関で勤務する看護師等に支給。 看護師 月額10,300円 看護師以外 月額2,500円	異なる	病院事業のみ支給	(総 額) 8,119千円 (職員数) 201人 (平 均) 40,394円

(注) 「令和6年度支給実績」欄の「(総額)」は令和6年度年間支給総額を、「(職員数)」は令和6年度支給職員数（一部は、令和6年4月1日現在支給対象職員数）を、「(平均)」は支給職員1人当たりの平均支給年額を表します。

4 職員の勤務時間、休暇、旅費その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間（令和7年4月1日現在）

一般行政職員の勤務時間は、次のとおりです。

なお、時差出勤が認められているほか、職務の特殊性から次の勤務時間により難い場合には別に勤務時間を定めています。

1週間の 勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	正午から午後1時まで

(2) 職員の年次有給休暇の取得状況（令和6年）

年次有給休暇は、その年の在職期間等を考慮し、20日を超えない範囲内の日数が付与されます。

職員1人当たりの平均の年次有給休暇の取得日数は、次のとおりです。

区 分	令和6年	令和5年
一般行政職員	13.7日	13.9日
教 員	15.4日	16.3日
警 察 官	14.9日	15.0日

(注) 一般行政職員は、知事部局の状況です。